

議員提出議案第3号

「平和安全法制関連法案」の慎重審議を求める意見書

標記の議案を次のとおり、桑名市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年6月11日 提出

提出者 桑名市議会議員 伊藤 研 司

賛成者 同 佐藤 肇

同 松田 正美

同 岡村 信子

「平和安全法制関連法案」の慎重審議を求める意見書

今国会では、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする平和安全法制関連法案が議論されている。

『平和安全法制関連法案』の具体的法案に関しては、①集団的自衛権の行使するための法案「事態対処法案（武力攻撃事態法改正案）」②海外で起きた紛争であるが、我が国に影響する場合、他国軍を支援することが出来る法案「周辺事態安全確保法案（重要影響事態法案）」など他8法案。

また、新法として国際社会の脅威を排除するために、他国軍を支援するために自衛隊を派遣できるようにするための「国際平和支援法案」がある。

これらの法案が成立すれば自衛隊の活動が限りなく広がっていく可能性も危惧される。

我が国は、戦後70年間、平和憲法の下で、専守防衛に専念し、国家による他国への戦闘行為や他国からの戦闘行為を受けたことはない。

今国会で議論されている平和安全法制関連法案は、憲法9条を空洞化させてしまう行為、すなわち専守防衛から地球の裏側まで自衛隊を派遣し、一歩間違えれば、自衛隊員を戦闘行為に巻き込ませてしまう危険性をはらんでいることは、多くの報道からでも明らかなことである。

よって、平和安全法制関連法案の審議にあたっては、専守防衛に徹してきた戦後70年の国の根幹を変えるに至る法案であることから、国民の声に真摯に耳を傾け、国民が内容・課題・問題点を理解するよう慎重な審議を行うように強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月11日

桑名市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
法務大臣 様
外務大臣 様